

島根県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱

制 定 平成13年 8 月 1 日付け 農第247号
最終改正 令和 3 年 5 月31日付け 農第253号

(利子補給)

第 1 条 県は、島根県農業経営負担軽減支援資金取扱要領（平成13年 8 月 1 日付け農第247号。以下「取扱要領」という。）第 1 に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける取扱要領第 1 の 3 に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、本資金に係る利子補給を行うものとし、当該利子補給については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給率)

第 2 条 本資金の利子補給率は、基準金利（金融市場における金融動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸付金利をいう。）と取扱要領第 1 の 4 の(5)に規定する貸付利率との差として、別途通知するものとする。

(利子補給契約書)

第 3 条 第 1 条の利子補給についての契約は、県が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第 4 条 第 1 条の規定により県が交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間における本資金につき、第 2 条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の請求)

第 5 条 融資機関は、利子補給金を請求しようとするときは、1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係る利子補給金についてはその年の 7 月 31 日までに、7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の 1 月 31 日までに、それぞれ別紙様式第 1 号の利子補給金請求書に別紙様式第 2 号の利子補給金計算明細書を添付の上県に提出する。

(利子補給金の支払)

第 6 条 県は前条の規定により融資機関から利子補給金の請求があった場合において、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月末までにこれを支払う。

(貸付債権の保全)

第7条 融資機関は、常に本資金に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

(利子補給金の打ち切り等)

第8条 県は、県の利子補給に係る本資金について、次の場合は、これ以降融資機関に対し、当該借受者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入れを辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 県は、融資機関がその責に帰すべき事由によりこの要綱又は第3条により締結した利子補給契約書の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第9条 融資機関は、県が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る本資金の貸付けに関し報告を求めたとき又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本資金の取扱い及び利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月1日付け農発第145号)

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月20日付け農第303号)

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則 (平成28年2月19日付け農第1355号)

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。

附 則 (令和3年5月31日付け農第253号)

この要綱は、令和3年5月31日から施行し、令和3年6月1日より適用する。